

## 令和2年度 第2回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議録

### ■ 日 時

令和2年12月21日（月）午後3時30分～4時30分

### ■ 場 所

宇都宮市役所5階 入札室

### ■ 出席者

[委員] 今井委員，影山委員，鈴木（勇）委員，興野委員，渡辺委員  
中澤委員，麦倉委員，池本委員，清水委員，坂田委員，益子委員  
(欠席) 鈴木（和）委員，増山委員  
[事務局] 障がい福祉課長，子ども発達センター所長，障がい福祉課長補佐  
障がい福祉課企画グループ係長，自立支援グループ係長  
相談支援グループ係長，福祉サービスグループ係長  
障がい福祉課職員2名，子ども発達センター職員1名

### ■ 公開・非公開の別

公 開

### ■ 傍聴者

な し

### ■ 会議経過

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 議事

(1) 「(仮称)第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の素案について

#### 4 その他

#### 5 閉 会

《発言要旨》

委員

入所施設には、どのような障がいのある人が入所しているのか。

事務局

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人が全て入所している。知的障がいの入所者の人数が最も多い。

委員

前回の会議でもあったが、親が病気、例えば新型コロナウイルス感染症になって、障がいある子どもを急遽、施設に入所させたいとなった場合、現在、入所については利用者と事業所の個々の契約となっているため、自分で施設を探さなくてはいけない。その部分を、今後、行政がコーディネートする考えはあるのか。

事務局

新型コロナウイルス感染症対応に関しては、濃厚接触者となった在宅の障がい児者の受入整備について、栃木県が予算化・事業化を進めていると聞いている。開始時期等は明確化されていないが、市としては、その事業スキームの中で、相談機能として対応を行っていく予定である。

委員

その事業については、濃厚接触者を受け入れるという点で、施設の立場からいうと難しい話である。

委員

施設入所の入所者には、栃木県立リハビリテーションセンターのこども療育センターに入所している障がい児の人数は含まれているのか。

委員

ここには含まれていない。

委員

障がい児入所施設に入所している子どもは、中学を卒業すると、高校には進学せず、そのまま施設入所となる。地域移行について考えたときに、例えば、その子ども達が高校に行けるように、市が支援するといったこと等があれば、移行が促進するのかなと思ったので、そのような支援があったら良いと思う。

委員

素案に「地域生活が可能な」という記載があるが、地域生活が不可能な人がいるとは捉えていけない。やまゆり園の生存者の中で、重度訪問介護を利用しながら一人暮らしをしている人がいる。支援してくれる人がいたら、一人暮らしできるかもしれないが、今は、対応できる事業所がほとんどない。今後は、そういった受け皿となる事業所を開拓していくべきである。知的障がいに重いか軽いかは関係なく、身体障がい者が重度訪問介護を利用しながら、自分の意思で生活しているように、知的障がい者も重度訪問介護を利用しながら生活できないのかという発想は持っても良いと思う。素案の記載については、「可能な」という表現は使用せずに、文章を変更していただければと思う。また、重度訪問介護について、知的障がい者の利用はあるのか。多分ないと思う。この可能性はあっても良いと思うし、今回の計画でという訳ではなく、もっと先を見通して、障がい者の生活を考えていきたいと思う。検討をお願いします。

#### 委員

入所支援施設とはなにか。昔は、社会復帰を前提として訓練する場であった。施設はグループホームと同じような住まいの場という考えではないから、施設からの地域移行という考えがあるのだと思う。施設の在り方について議論をもう一回、行わないといけないと考える。昔は、施設を全廃する勢いでやらないと障がい者の人権が守れないという考えであったが、今は、施設をいかに住みたい場所にするかについて職員全員で考えている。また、計画策定の趣旨の中に「住み慣れた地域で」という記載もあるが、最近、一都三県から施設に空きがないかについて、1か月に何回も問い合わせがくる。実際、宇都宮市はどうか。宇都宮市の人が、施設の空きがないから、群馬県の施設に入所したという話を聞いたことがある。先程、入所待ちをしている人が30人程いるという話をしていたが、その人たちを、今後どうしていくのか考えておかないといけない。

#### 事務局

障がい特性や施設の空き状況によって、他県の施設に入所するというケースはある。住み慣れた地域でいかにして、障がい者ご本人の意思や実態に即して暮らせるようにするのか、今後考えていく必要がある。

#### 委員

日本は、ノーマライゼーションの考えが入って、施設解体論が非常に進んだ。本来の施設解体というのは、海外におけるコロニーのような1,000人～2,000人規模でプールやレストランもあり一つの町となっているものを解体して、地域へ戻すということだと思う。今の日本において、入所施設は全て隔離されていて、地域に根差していないかといわれると、そうではない。入所施設の機能をどういう風にして残していけるかが、絶対に必要。地域の中で、入所施設をどう活かそうとするかという考えもある。本人たちにすれば、30歳～40歳にもなって、親から「～しなさい」と言われて生活するよりは、施設において、自分で生活できる方が良いと思う。障がい者の将来の生活がどうあるべきか、考えていければと思う。

#### 委員

本人の希望というのはとても重要であると感じた。配布資料からは読み取れないので、どのような方が、地域へ移行したのかについて気になる。分かる資料があれば、無理のない程度で大丈夫なので、後で提供していただきたい。

#### 委員

地域移行に関する成果目標は、何も対策をしないまま進めると、3年後の見直しの際に、再び達成できなかったという結果になると思う。また、入所施設での生活を好んでいる人もいるので、その辺の見極めが重要である。国の基本指針があるからといって、無理に目標を設定する必要はないと思う。

#### 委員

当事者団体の中で聞く話では、やはり施設での生活の方が良いという人もいる

#### 委員

以前から伝えているが、精神障がい者の地域移行に係る目標については、いつまでに掲げてもらえるのかについて教えてほしい。

#### 事務局

今年度中に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する予定であり、来年度、その協議

の場を実際に運用していき、関係団体と意見交換をしたり、抱えているケースの状況をみながら目標値をかかげていきたい。

**委員**

医療関係者を協議にいれないと、話は前進しないので、併せて検討をお願いしたい。

**委員**

歯科医師会においては、事務局に連絡をもらえれば個別に対応させていただく。

**委員**

重度の知的障がいと医療的ケアを必要とする子どもがおり、日常で困ったら、地域の保健師に相談することがあるが、担当が数年間で5人も変わってしまった。担当が変わるたびに、その都度、子どもの状況を説明するのが負担となっている。また、相談員にも相談をすることがあるが、子どもと実際に会う機会は半年に1回程度であり、子どもの様子が伝わりにくい。可能であれば、長い間担当が変わらない方が良く、保健師や相談員以外の人で定期的に子どもの様子をみてくれる方や、医療的ケアのコーディネーターをつけてくれると親としては心強い。

**委員**

サポートファイルというものがあると思う。

**事務局**

サポートファイルを子ども発達センターで作成し、配布している。基本的なことを記載して、引継の際に使用している。

**委員**

地域の相談員についてであるが、知識習得のため、制度改正のタイミング等で、1年に1回程度研修会を開催してほしい。検討をお願いする。

**委員**

宇都宮市では、地域の相談員には、精神障がい専門の相談員がいない。他県では、何百万の予算をとって、相談員に手当を支払っている。栃木県はそれがない。せめて交通費くらい出ると良いと思う。家族支援としての相談員ということについて良く考えていただいて、支援していただけるとありがたい。

**委員**

相談支援の充実という目標がかかげられている。相談支援事業所を運営しているが、収入が合計1,500万円、それに対し、支出が合計2,000万円で、500万円の赤字である。国も相談支援の充実をうたっていて、色々な加算をつけてくれている。その1つに特定事業所加算というものがある。これは、専門性の高い人材を確保して、質の高いマネジメントを実施している事業所に加算をだすというものである。いくつか要件はあって、ほとんどクリアしているが、1つだけクリアできないのが、基幹相談支援センターが行う事例検討会に参加しているかどうかというもの。これが、結局、宇都宮市では開催されていない。250万円とれるはずの加算がとれていない。保健福祉総務課に申請をするのであるが、基幹相談支援センターが行う事例検討会に参加していないからだめと言われる。これは市役所の自己矛盾である。こういうところから、相談支援の充実がはかれるのではないか。

**委員**

医療的ケア児について、少しずつ取り上げられるようになって良かったと思う。議会にも、陳情

をあげていただければ，市にも伝えて行けると思う。

#### **委員**

宇都宮市では，地域生活支援体制について面的整備を行うとなっている。どれだけ，つながりをもてるかが勝負であり，点的整備ではいけない。昔，障がい児者福祉推進協議会というものがあり，そこで当事者や事業所と一緒に同じ研修を受けて，意見交換をしてきた。それがイメージとしてある。そのような体制を，市がどのように作るかについての考えがないと，面的整備が点を整備しただけで終わってしまうということになりはしないかという懸念がある。

## **6 その他**

## **7 閉会**